

# 広島市立美鈴が丘中学校PTA規約

## 第1章 総 則

### <名 称>

第1条 本会は、美鈴が丘中学校PTAと称し、事務局は美鈴が丘中学校内におく。  
広島市佐伯区美鈴が丘南1丁目12番1号 電話 082-928-2161

### <目 的>

第2条 本会は、保護者と教職員が相互に連携して、学校、家庭および地域社会における生徒の健全な育成に努めるとともに、会員の研修を図ることを目的とする。

### <事 業>

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育の振興に関すること。
- (2) 生徒の校外指導に関すること。
- (3) 教育環境の整備に関すること。
- (4) 会員の研修と親睦に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

### <会 員>

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者ならびに教職員とする。

## 第2章 役員および委員

### <役 員>

第5条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 若干名(2名以上)
- (3) 庶 務 若干名(2名以上) (4) 会 計 2名
- ※執行部役員は(1)～(4)の計8名以上とする。
- (5) 会計監査 2名 (保護者1名 教職員1名)
- (6) 各委員会委員長 7名
- (7) " 副委員長 4名
- (8) 教職員代表 若干名

### <委 員>

第6条 本会には、次の委員会をおく。

- (1) 学年学級委員 各学級より 2名
- (2) 教養厚生委員 " 3名
- (3) 校外活動委員 " 2名

### ＜選出方法＞

第7条 本会の役員および委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、庶務、会計監査は、第6章付則に定めた選出委員が、立候補、または推薦によって会員の中から選出し、総会において決定する。
- (2) 各委員会の委員長および副委員長は、委員の中から選出する。
- (3) 委員は、学級会員の中から選出する。
- (4) 教職員代表は本校教職員の中から選出する。

### ＜任 期＞

第8条 役員および委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### ＜任 務＞

第9条 本会の役員および委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務を代行する。
- (3) 庶務は、本会の一般庶務を行い、会議の議事を整理する。
- (4) 会計は、本会の会計を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (6) 各委員会の委員長および副委員長は必要に応じて委員会を招集し、委員会活動の推進にあたる。
- (7) 学年学級委員は、学年学級活動に関する事業を推進する。
- (8) 教養厚生委員は、会員の研修・広報活動・教育環境整備に関する事業を推進する。
- (9) 校外活動委員は、生徒の校外指導および地区と会員相互の連携に関する事業を推進する。
- (10) 教職員代表は本会の円滑な運営のために教職員の意見を反映する。

### ＜参 与＞

第10条 校長および教頭は、本会の参与とし学校を代表して各会議に出席できる。

## 第3章 会 議

### ＜総 会＞

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

1. 定期総会は、年度始めに開催し、次の事項を審議し、承認を得る。
  - (1) 事業報告・決算報告および監査報告
  - (2) 予算および事業計画の決定
  - (3) 会長、副会長、庶務、会計および会計監査の選出
  - (4) 規約の制定および改廃
  - (5) その他、委員総会で付託した事項
2. 臨時総会は、常任委員会の議決を得て、会長が招集する。

### ＜委員総会＞

第12条 委員総会は、年度始めおよび常任委員会で必要と認めた場合に開催し、役員および委員の全員をもって構成する。

1. 委員総会は、各委員会の活動計画・細則の制定・改廃等の審議を行う。

### ＜常任委員会＞

第13条 常任委員会は、第5条の役員（会計監査を除く）で構成し、本会の運営上必要な事項について協議するとともに、各委員会の諸活動について審議する。

### ＜委員会＞

第14条 委員会は、1年学年学級・2年学年学級・3年学年学級、教養厚生、および校外活動の5委員会とし、具体的な内容について審議し、活動を進める。

### ＜執行委員会＞

第15条 執行委員会は、第5条の役員のうち、会長、副会長、庶務、会計で構成し、常任委員会の運営上必要な事項について協議し、常任委員会の円滑化を図る。

### ＜特別委員会＞

第16条 会長は、必要に応じて常任委員会の議を経て、特別委員会を設置することができる。

### ＜議 決＞

第17条 会議は、会員の3分の1以上（委任状を含む）の参加をもって成立し、議決は、参加者の過半数によって決する。

## 第4章 会 計

### ＜経 費＞

第18条 本会の経費は、会費・事業収入（バザー等の収益金）および寄付金をもってこれにあてる。

1. 会費は、月額350円とし、5月に一括徴収する。
2. 事業収入の内、バザーの収益金はすべて教育助成金にあてる。
3. 教育助成金については、別に定める規定に基づき運用する。

### ＜会計年度＞

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

### ＜会計報告＞

第20条 会計報告は、毎年1回以上監査を行って総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 慶 弔

第21条 本会の慶弔については、別に定める規定に基づき運用する。

## 第6章 付 則

### ＜細則の制定改廃＞

第22条 本会を運営するにあたって、必要となる細則は、委員総会の議決を得て、別途定める。

### ＜選出委員会＞

第23条 会長、副会長、庶務、会計および会計監査の選出については、選出委員を1, 2年のPTA会員より学級ごと2名ずつ選出し、選出委員会を編成してこれにあたる。

### ＜効力の発行＞

第24条 この規約は、昭和60年5月12日より実施する。

|        |        |      |
|--------|--------|------|
| ＊平成 5年 | 4月24日  | 一部改正 |
| ＊平成 7年 | 4月15日  | 一部改正 |
| ＊平成 8年 | 4月20日  | 一部改正 |
| ＊平成11年 | 12月 4日 | 一部改正 |
| ＊平成13年 | 4月22日  | 一部改正 |
| ＊平成15年 | 4月20日  | 一部改正 |
| ＊平成16年 | 2月22日  | 一部改正 |
| ＊平成17年 | 4月16日  | 一部改正 |
| ＊平成18年 | 4月15日  | 一部改正 |
| ＊平成19年 | 4月14日  | 一部改正 |